

高齢者の権利擁護に関する相談支援事業のご案内

(高齢者権利擁護相談窓口)

高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法は、地方公共団体に対し多くの責務と権限を規定しており、虐待への適切な対応はもちろんのこと、虐待の予防や再発の防止を視野に入れた対応も極めて重要であるといえます。

一般社団法人茨城県社会福祉士会では、茨城県からの委託事業として、市町村や地域包括センター等を対象にした「高齢者の権利擁護に関する相談支援事業」を、茨城県弁護士会の協力の下に実施します。

相談対象

- ①市町村の職員
- ②地域包括支援センター等の職員

相談員

専門的な知識を持った**弁護士・社会福祉士(虐待対応専門職チーム)**が対応します。

(※虐待対応専門職チームの運営については、茨城県弁護士会と茨城県社会福祉士会が連携して実施しています。)

事業内容及び費用

(1)養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応や権利擁護などの相談対応

対応方法

- ① メールまたは FAX
- ② 会議等への派遣

※本相談窓口は、虐待対応に関する専門的な知識やノウハウ等を助言するものであり、市町村に代わって虐待の有無の判断や対応を行うものではないことを予めご了承ください。

[派遣:市町村が主催するケース検討会議等へ専門職チーム員を派遣し、専門的な立場から助言します。]

費用

無料

※虐待対応専門職チームの派遣にかかる報酬・交通費は、県の委託費から支払われるため、市町村における負担金はありません。ただし、1事例につき2回目以降は費用がかかります。

(2)高齢者虐待の対応や権利擁護などに関する研修への講師派遣

費用

有料(主催者負担) :1名につき 10,000 円(1時間あたり)及び別途交通費

※急なご依頼には対応いたしかねます。日程には余裕(2ヶ月以上)をもってお申込みください。

申込方法

「相談概要票(様式1)」を記入の上、メール又はFAXで事務局あて送付してください。

注意事項等

- 事務局相談員に電話でご連絡いただいた場合は、追って「相談概要票」のご提出をお願いします。
- 相談は専門職チームで共有・協議の上対応いたしますので、即答はいたしかねます。

- 虐待対応の基本的な考え方や方法については、**国からマニュアルが発出されています**。専門職チームの助言もこのマニュアルに準拠しています。**必ずご一読ください**。
- 養護者による高齢者虐待対応
市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html
(厚生労働省ホームページ)
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taiou/01.html
(日本社会福祉士会ホームページ)

- 研修講師派遣を希望の場合は、内容、候補日、時間、受講対象者等を必ず記載してください。
- 内容確認のため、事務局相談員から折返しご連絡することがあります。

【問合せ先】

一般社団法人 茨城県社会福祉士会 事務局

TEL : 029-244-9030 FAX : 029-244-9052

E-mail : csw-iba@ibaraki.email.ne.jp

〒310-0851 水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5階